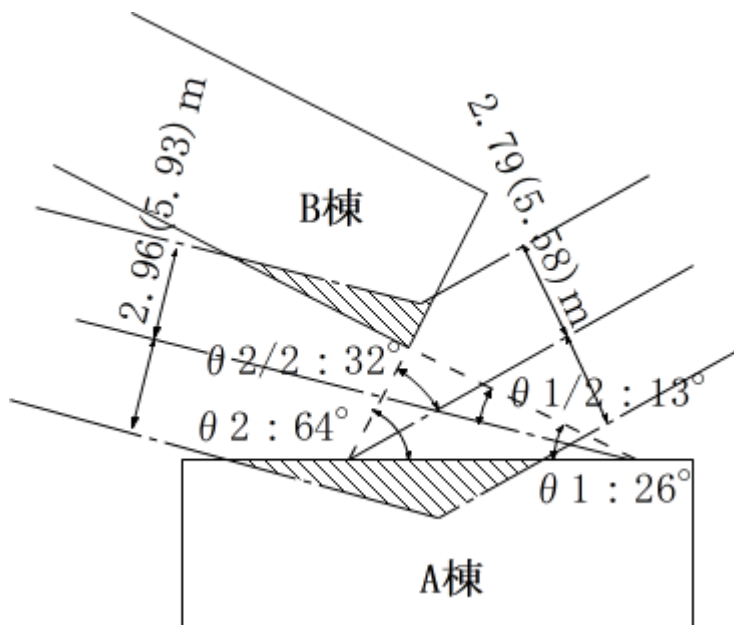


【お知らせ】令和2年2月27日付け告示第197号について 1/2

令和2年2月27日に、告示第197号「建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件」が公布されました。概要は、次の通りです。

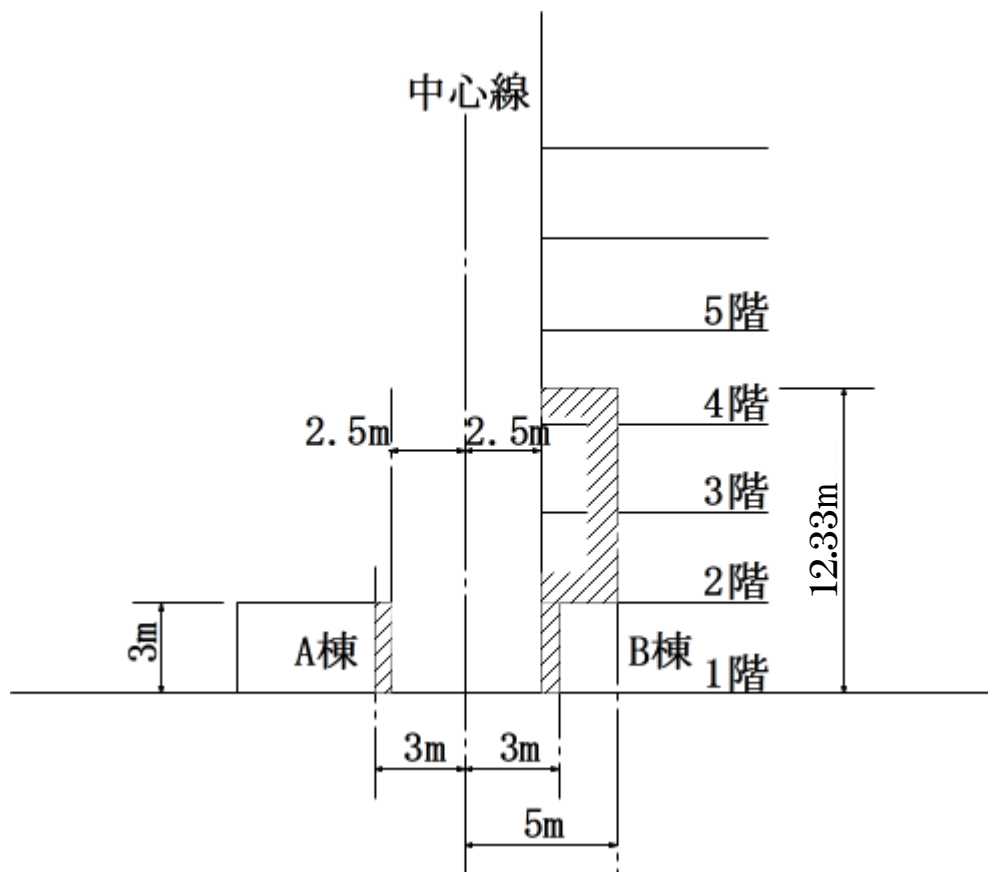
—
隣地境界線等（略）が同一敷地内の二以上の建築物（略）相互の外壁間の中心線であって、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物（略）が主要構造部が**耐火構造**、**準耐火構造**、**不燃材料等**で造られたものである場合、次の何れにも該当する建築物の部分イ
隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに次の式によって計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある当該建築物の部分
 $d = \max \{D, A(1 - 0.000068\theta^2)\}$



d : 隣地境界線等からの距離
D : 建築物の階の区分に応じた数値
1階 (2.5) 2階 (4)
A : 建築物の階の区分に応じた数値
1階 (3) 2階 (5)
 θ : 建築物の外壁面と当該隣地境界線等とのなす角度のうち最小のもの

$\theta 1 : 26^\circ$ 、 $\theta 2 : 64^\circ$ とした場合
 $\theta 1/2 : 13^\circ$ 、 $\theta 2/2 : 32^\circ$
 $\theta 1/2$ を1階で算定すると
 $d = \max \{D, A(1 - 0.000068\theta^2)\}$
 $= \max \{2.5, 3(1 - 0.000068 \times 13^2)\}$
 $= \max \{2.5, 3 \times 0.988508 \dots\}$
 $= \max \{2.5, 2.96\}$
 $= 2.96\text{m}$
 2階も同様に算定すると、 $d = 4.94\text{m}$
 $\theta 2$ も同様に、1階：2.79m、2階：4.65m
 ※：申請図書に計算式の明示が必要です。
 従前の3m、5mの適用も可能。

【お知らせ】令和2年2月27日付け告示第197号について 2/2



□

他の建築物の地盤面から、次の式によって計算した他の地盤面からの高さ以下にある建築物の部分

$$h = h_{low} + H + 5\sqrt{\{1 - (S/d_{floor})^2\}}$$

h：地盤面からの高さ

h_{low}：他の建築物の高さ

H：他の建築物の高さの区分に応じた数値
 5m未満（5）、5m以上（10）

S：建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの

d_{floor}：イに規定する隣地境界線等からの距離のうち最大のもの

前ページのイで

θ：0°（建物が平行に配置）として

1階：d=3m、2階：d=5m

h_{low}：3m → H：5m

S：2.5m

1階：d_{floor}=3m、2階：d_{floor}=5m

2階で算定すると

$$H = h_{low} + H + 5\sqrt{\{1 - (S/d_{floor})^2\}}$$

$$h = 3 + 5 + 5\sqrt{\{1 - (2.5/5)^2\}}$$

$$= 3 + 5 + 5\sqrt{\{1 - (0.5)^2\}}$$

$$= 3 + 5 + 5\sqrt{0.75}$$

$$= 12.33m$$

※：申請図書に計算式の明示が必要です。

【編集後記】

今回のメルマガでは、官報で、10分防火設備や強化天井等の具体的な取り扱いの内容も出ておりますが、窓口で設計者さんとお話しするなかで注目度の高かった内容を取り上げ、説明させていただきました。

また、今回の報道の件につきまして、皆様にご心配をおかけして申し訳ございません。建築基準法の解釈は特定行政庁によるところもあり、各特定行政庁で行われている指定機関の集まりに積極的に参加し、最新の取扱いの情報収集を行い、審査に反映したいと思っております。今後とも何卒よろしくお願い致します。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
 建築確認評価センター 建築確認検査課
 担当：城ヶ原・中川・中尾
 TEL：06(6966)7565
 E-mail：kakunin@gbrc.or.jp

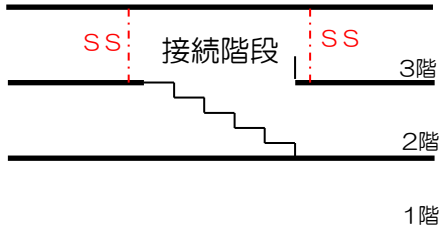
【お知らせ】確認検査業務に関する監督命令処分について

令和2年2月14日に、確認検査の業務に対し国土交通省より建築基準法第77条の30第1項に基づく監督命令の処分を受けました。関係者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

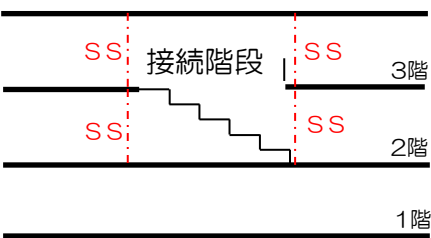
行政処分の理由となった事実

建築基準法第36条に基づく法施行令第112条第9項の規定に該当しない（当該建築物内の2階と3階を接続階段において、階段の部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で区画していなかった）ことが、適切でないと判断された。下図参照。

確認済証交付時



完了検査時



接続階段の縦穴区画については、2,3階の通路部分を繋ぐ連絡用階段であり、建築基準法上避難には利用していない階段であるため、『建築法規の実務（編集 国土交通省住宅住宅局建築指導課・市街地建築課）』P548の特定の用途間を結ぶ階段で、避難上支障のない部分であると判断し、階段上階での区画で適合としたことが誤りであると判断された。

なお、当該命令の対象となった建築物については、階段下階にも区画を行い建築基準法に適合した建築物として竣工しております。

『建築法規の実務』P548

548

第1 建築関係 (10) 避難



建築物の途中階を結ぶ直通階段でない階段は縦穴区画を施せば、いくら設置してもよい（災害時に、その階段に被災者が集中することを考えると危険性があると思うか）



避難階以外の階に居室を有する場合は、直通階段の設置が義務づけられている（令120条・121条）。

この場合、その直通階段は避難階又は地上に通じているものでなければならない。

このような直通階段に該当しない途中階のみを連絡する階段を設けることは、他に法令に適合するよう直通階段が設置されているとすれば必ずしも不可とはいえないが、常時多数の者が利用するものについては、万一の災害時の避難を考慮した場合、かえって混乱を招くおそれがあり好ましくない。

ただし、居室でない特定な用途間を結ぶ階段、住戸内の専用階段等極めて限られた範囲内で利用されるもので避難上支障ない場合には、認められることもあろう。

